

令和 8 年度宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領（案）

令和 年 月 日付け 農畜機第 号承認
令和 年 月 日付け 宮畜協(経)発第 号

公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、繁殖雌牛の増頭の取組への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び地域の特色ある肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては要綱等で定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業実施主体

農業協同組合、生産者集団、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）とする。

1 生産者集団

3戸以上の農業者から構成され、次に掲げる全ての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第2の1の（1）のアの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに事業に参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、協会会長がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- （1）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- （2）生産者集団の運営に関する事項
- （3）肉用牛生産の振興に関する事項
- （4）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 利用組合（第2の1の（4）の事業に限る）

農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは宮崎県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げる全ての事項を内容とする規約を有するものとするとともに、その規約について協会会長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- （1）利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員の資格等に関する事項
- （2）利用組合の事業及びその運営に関する事項
- （3）利用組合の経理に関する事項

- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等利用組合の事業実施に必要な事項

第2 事業の内容

この事業の内容は、肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等及び利用組合が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

イ 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。

(イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。

(ウ) 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。
なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。

(エ) 参加申請書（別紙様式第8号）を生産者集団等に提出すること。

ウ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、エの期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げる（ア）から（エ）の全ての要件を満たし、かつ、（オ）又は（カ）のいずれかに該当するものとする。

(ア) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種であること。

(イ) 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。

(ウ) 導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。

(エ) 同一の奨励金交付対象者において、国又は独立行政法人農畜産業振興機構（以

下「機構」という。)から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

(オ) 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が宮崎県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2 つ以上の形質の育種価が宮崎県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

(カ) 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が宮崎県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1 つ以上の形質の育種価が宮崎県又は生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

エ 奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、(イ) の期末頭数から (ア) の期首頭数を差し引いた頭数とし、1 生産者当たり 50 頭を上限とする。ただし、奨励金の交付対象生産者集団にあっては、1 集団当たり 50 頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの (オ) 又は (カ) のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1 生産者又は 1 交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である 50 頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である 50 頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

(ア) 期首頭数

事業実施年度の前年度の 1 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、イの (イ) のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の 1 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(イ) 期末頭数

事業実施年度の 12 月 31 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

オ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

生産者集団等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳（別紙様式第 9 号）を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。イの (ウ) の交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

ア 事業の内容

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、生産者集団等が次の（ア）、（イ）の取組を行う場合の奨励金の交付。

（ア）第2の1の（2）のイに規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合。

（イ）第2の1の（2）のイに規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由して貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ、（エ）又は（オ）のいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

（ア）同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

（イ）家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

（ウ）父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、宮崎県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位2分の1以内の雌牛であること。

（エ）別表2-1に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。

（オ）別表2-1に定める利用上位の種雄牛及び別表2-2に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛以外の種雄牛を父牛とする希少な父牛に由来する雌牛であること。

ウ 貸付期間

アの一定期間とは、購入後48か月以上とすること。ただし、この一定期間中にやむを得ない事故等があり、協会会長がこれを承認した場合はこの限りではない。

(3) 繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等

ア 事業の内容

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく都道府県計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎（育成牛舎（繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。）を含む。以下同じ。）の整備、施設の改造に必要な資材の支給、機器の導入及び暑熱・寒冷対策資材の支給の取組（リース事業者から借り受ける場合はリース料の軽減）

イ リース事業者

生産者集団等が選定し、協会会長が認めたリース事業者であること。なお、選定に当たっては、附加貸付料が極力、低廉なリース事業者を選定するよう努める

こと。

ウ 取得した簡易牛舎、資材、器具機材については、次のとおり取り扱うこと。ただし、リース事業者から借り受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)、12の(10)から(12)及び13の(1)の施設整備に係る規定に従うものとする。

(ア) 生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。

(イ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画（別紙様式第10号）を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

(ウ) 生産者集団等は、管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

エ 生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生産第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画（以下「飼料自給率向上計画」という。）を作成していること。

オ 貸付期間

簡易牛舎等の補助物件を貸し付ける際の貸付期間は原則として、当該補助物件の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構が実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間をいう。以下同じ。）とするが、処分制限期間10年未満のものにあっては処分制限期間の70%（1年未満の端数切捨て）まで、処分制限期間10年以上のものにあっては処分制限期間の60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮することができるものとする。

カ 短縮した貸付期間終了後の補助物件の譲渡

(ア) 生産者集団等は、短縮した貸付期間の終了後に補助物件利用者に譲渡しようとする場合は、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の(5)の規定に基づき、財産処分（譲渡）について機構理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

(イ) (ア) の場合、生産者集団等は、機構理事長の承認後に補助物件について善良な管理者の注意義務をもって管理する旨の条件を付した譲渡契約書を補助物件利用者と締結するものとし、財産管理台帳及びその他関係書類を当該簡易牛舎等の整備が完了した翌年度から起算して5年間は整備保管するものとする。

キ 簡易牛舎等の整備に係る補助金の返還等

協会は、簡易牛舎等又は子牛用器具機材の処分制限期間内において、生産者集団等から当該施設の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生産者集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、協会が別に定める額を返還するものとする。

(ア) リース契約を解約又は解除したとき。

- (イ) 構成員が経営を中止したとき。
- (ウ) 処分制限期間内に借り受けた施設等が消滅又は消失したとき。
- (エ) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (オ) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- (カ) 変更の届出、報告等を怠ったとき。
- (キ) その他機構理事長が必要と認めるとき。

(4) 肉用牛ヘルパー推進

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、利用組合が次のアからキの取組を行う場合に助成する。

- ア 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、計画策定
- イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための機具の整備等
- ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入促進
- エ 肉用牛ヘルパーの出役調整
- オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催
- カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ
- キ 傷病時等、高齢者及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進

第3 事業の要件

1 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業を自ら実施する生産者集団等及び利用組合並びに事業に参加する全ての生産者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、協会に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを協会に提出するものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の（1）から（3）の事業に参加しようとする生産者集団等の構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- （1）令和8年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- （2）令和7年度及び令和8年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- （3）令和7年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和8年度に契約を締結していない者であること。

3 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等は、第2の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸し付けを受ける生産者及び(3)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員へ、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画(別紙様式第1号の別紙)を作成し、協会会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業(当面の間、第2の1の(1)の事業を除く。)の実施期間は、令和7年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表3の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金交付申請及び交付決定

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書(別紙様式第1号)を作成し、協会会長に提出し承認を受けるものとする。

協会会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知(別紙様式第2号)により、事業実施主体に通知するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(別紙様式第3号)を作成の上、協会会長に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の支払

協会会長は、この事業の円滑な実施を図るため、事業実施主体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に事業実施主体から補助金概算払請求書(別紙様式第4号)の提出があり、協会会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができるものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、実績報告書（別紙様式第5号）を協会会長に提出するものとする。
- 2 協会会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を事業実施主体へ通知するものとする。

第8 運営状況等の報告

- 1 事業実施主体は、第2の1の（3）の事業のうち、簡易牛舎の整備又は施設の改造に必要な資材の支給の取組を実施する場合にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営（管理利用）状況報告書（別紙様式第7号）を作成し、協会会長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、第2の1の（3）の事業のうち、機器の導入又は暑熱・寒冷対策資材の支給の取組を実施する場合にあつては、導入等が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく管理利用状況を協会会長に報告するものとする。ただし、第6の1の交付申請時又は第6の2の変更承認申請時に、管理利用状況の報告の必要のある期間を5年間未満に短縮できるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、協会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第11号の事業に係る

仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会会長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの事業実施主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月20日までに、同様式により協会会長に報告しなければならない。

第１０ 事業の推進等

事業実施主体は、県の指導の下、関係団体、協会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第１１ 帳簿等の整備保管等

- １ 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。
- ２ 事業実施主体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を、事業を完了した翌年度から起算して５年間保管するものとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間が経過するまで、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- ３ 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- ４ 協会会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和 年 月 日付け宮畜協（経）発第 号）

この実施要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表 1

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書等の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫(以下「BL」という。)、創傷性心臓炎又は特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰(自主とう汰を含む。))により、BLの感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚災害法に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別表 2－1

第 2 の 1 の (2) のイの (エ) 及び (オ) 関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	<u>梅華福</u>	<u>黒原 5979</u>	6	<u>夏百合</u>	<u>黒原 5815</u>	11	<u>桃白鵬</u>	<u>黒原 6214</u>
2	<u>紀多福</u>	<u>黒原 6059</u>	7	<u>二刀流</u>	<u>黒 15391</u>	12	<u>安亀忠</u>	<u>黒原 5908</u>
3	<u>北美津久</u>	<u>黒 15433</u>	8	<u>福之鶴</u>	<u>黒 15451</u>	13	<u>百合美</u>	<u>黒 15380</u>
4	<u>耕富士</u>	<u>黒原 5400</u>	9	<u>福之姫</u>	<u>黒原 5689</u>	14	<u>百合未来</u>	<u>黒原 5996</u>
5	<u>貴隼桜</u>	<u>黒原 5976</u>	10	<u>美津金幸</u>	<u>黒 15056</u>	15	<u>若百合</u>	<u>黒原 5553</u>

別表 2 - 2

第 2 の 1 の (2) のイの (オ) 関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	33	真乃介	黒原 6136	65	平茂晴	黒原 3712
2	秋忠平	黒原 5460	34	聖香藤	黒原 5642	66	博紅葉	黒原 6225
3	暁之藤	黒原 6333	35	関平照	黒原 5986	67	福勝鶴	黒 15576
4	秋光花	黒原 6452	36	千寿剣	黒 15558	68	福之鶴	黒 15451
5	糸勝百合	黒原 6249	37	第 1 花国	黒 12510	69	福之姫	黒原 5689
6	梅華福	黒原 5979	38	隆之国	黒 13809	70	福晴茂	黒原 6062
7	奥晴花	黒 15500	39	貴隼桜	黒原 5976	71	福増	黒原 5273
8	勝金幸	黒原 6182	40	拓忠平	黒原 6224	72	福増鶴	黒 15455
9	勝忠平	黒原 3800	41	武平俊	黒 15894	73	富久竜	黒 15026
10	勝俊桜	黒原 6266	42	知恵久	黒 15080	74	正忠平	黒原 6441
11	勝乃幸	黒原 5630	43	美百合	黒原 6279	75	益華明	黒原 6241
12	勝早桜 5	黒 14289	44	哲重	黒 15791	76	丸若土井	黒原 5858
13	勝平正	黒原 4349	45	鉄晴幸	黒原 6188	77	満天白清	黒 15024
14	勝美糸	黒原 5957	46	直太郎	黒原 5313	78	美国桜	黒原 5204
15	金華光	黒原 6329	47	奈緑	黒 15527	79	美津金幸	黒 15056
16	北小糸	黒 15850	48	夏百合	黒原 5815	80	美津照重	黒 13968
17	紀多福	黒原 6059	49	奈津百合 1	黒原 5928	81	美津百合	黒原 4990
18	北福波	黒原 3793	50	二刀流	黒 15391	82	峰勝姫	黒 15559
19	北美津豊	黒原 6571	51	野喜久	黒原 6347	83	美穂国	黒原 4617
20	北美津久	黒 15433	52	白鵬 8 5 の 3	黒原 5360	84	桃白鵬	黒原 6214
21	清正秀	黒 15392	53	白隆鵬	黒 15467	85	安亀忠	黒原 5908
22	銀忒	黒 15499	54	華勝栄	黒原 6204	86	安福久	黒原 4416
23	金太郎 3	黒原 5271	55	花清光	黒原 5595	87	百合茂	黒原 4086
24	耕富士	黒原 5400	56	花国安福	黒原 4899	88	百合白清 2	黒原 5361
25	孔明桜	黒原 6326	57	華忠良	黒原 5564	89	百合美	黒 15380
26	幸紀雄	黒原 5297	58	花之福	黒原 6112	90	百合未来	黒原 5996
27	咲早桜 5	黒原 6341	59	華春福	黒原 4756	91	喜亀忠	黒原 5136
28	幸男	黒原 6235	60	秀菊安	黒 13747	92	喜亀平	黒 15841
29	茂晴花	黒 14619	61	秀幸福	黒原 5406	93	芳之国	黒 14203
30	茂洋	黒原 4257	62	秀正実	黒原 5401	94	芳悠土井	黒原 4945
31	茂福久	黒原 5837	63	姫勝久	黒 15785	95	諒太郎	黒原 5605
32	白清萱	黒 15562	64	姫百合	黒 15604	96	若百合	黒原 5553

別表 3

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
1 肉用牛生産基盤強化対策事業		
(1) 中核的担い手育成増頭推進	優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた増頭奨励金の交付	第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり80千円以内 第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり100千円以内
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	繁殖雌牛導入奨励金の交付	第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり60千円以内 第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)及び(オ)の要件を満たす雌牛にあつては1頭当たり90千円以内
(3) <u>繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等</u>	<u>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく都道府県計画において示された経営指標に沿って実施する繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎（育成牛舎（繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。）を含む。）の整備、施設の改造に必要な資材の支給、機器の導入及び暑熱・寒冷対策資材の支給の取組（リース事業者から借り受ける場合はリース料の軽減）</u>	1/2 以内 <u>（ただし、機器の導入の取組にあつては、細霧装置及び換気扇については1経営体当たりそれぞれ1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内。）</u>

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
(4) 肉用牛ヘルパー推進	肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費 ア ヘルパー組織化推進協議会開催 イ ヘルパー組織活動計画策定費 ウ ヘルパー組織適正運営費 エ ヘルパー出役調整推進費 オ ヘルパー要員確保推進費 カ ヘルパー技術研修会等開催費 キ 傷害保険及び損害保険加入費 ク ヘルパー活動に必要となる機器の借上費 ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費 コ <u>高齢者</u>ヘルパー利用推進費 サ 放牧管理ヘルパー利用推進費	1 / 2 以内

別紙様式第 1 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）を下記のとおり実施したいので、宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 6 の 1 の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位： 円）

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) <u>繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等</u> (4) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書
- (2) 生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の規約等
 - ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）
 - イ 利用組合が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）、肉用牛ヘルパー利用料金表、肉用牛ヘルパー要員への支払額表
 - ウ 公社が事業実施する場合は、定款
- (3) 事業に参加する全ての生産者の「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）
- (4) 民間事業者・自治体等向け「みどりチェック」チェックシート
- (5) 実施要領において添付の指示があるもの
- (6) 協会が添付を指示したもの

(注) 添付書類（2）のうち規約及び定款については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化対策)実施計画書

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1)中核的担い手育成増頭推進

(単位:円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
				8万円							
				10万円							
	合計										

※詳細は別紙11に記載すること。

(2)遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位:円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
				6万円							
				9万円							
	合計										

※詳細は別紙21に記載すること。

(3)繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1									
2									
3									
	合計								

※詳細は別紙31に記載すること。

(4)肉用牛ヘルパー推進

(単位:円)

番号	肉用牛ヘルパー組合名	実施時期	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙41に記載すること。

2 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者氏名	構成員戸数	飼養戸数及び頭数				出荷 頭数	備考
						経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1											
2											
3											
計(集団数)											

(注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。

2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。

3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。

4 地域実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	利用組合 名	事務所 所在地	代表者氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

(注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。

2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。

3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。

4 地域実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、農協等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

(注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。

2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。

3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

別紙1 繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等

(単位:円)

番号	生産者集団等 名 (管理利用者 名)	実施時期	事業内容	補助対象 経費	補助率又は 補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分		備考
							費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
1	()												
2	()												
合 計													

①主 1 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。

2 事業内容は、簡易牛舎の整備、改造用資材の支給、機器の導入又は暑熱・寒冷対策資材の支給のいずれかに整理すること。

3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。

4-1 簡易牛舎の整備を実施する場合、費目は「牛舎」、員数は単位を「㎡」とした整備床面積とし、単価は1㎡当たりの金額とすること。

4-2 改造用資材の支給を実施する場合、費目は「改造用資材」、員数は単位を「㎡」とした改造床面積とし、単価は1㎡当たりの金額とすること。

4-3 機器の導入を実施する場合、費目は各機器名を記載し、適切な員数、単価、金額を記載すること。なお、員数の単位は明確にすること。

4-4 暑熱・寒冷対策資材の支給を実施する場合、費目は各資材名を記載し、適切な員数、単価、金額を記載すること。なお、員数の単位は明確にすること。

5 生産者集団等が、リース事業者から借り受ける場合、暑熱・寒冷対策資材で管理利用者と貸付契約を締結しない場合、機器又は暑熱・寒冷対策資材で運営(管理利用)状況報告書の提出期間を短縮する場合等があれば、備考に記載すること。(例:「リース」、「貸付けなし」、「報告3年間」)生産者集団等が簡易牛舎等をリース事業者から借り受ける場合は、事業内容にその旨記載し、別紙3の別添を添付すること。

6 生産者集団等において肉用牛繁殖経営の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する施設等の計画上の位置付けを明確にすること。併せてその資料を添付すること。併せてその資料を添付すること。

7 「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。

別紙2 肉用牛ヘルパー

(利用組合名:)

(単位:円)

番号	事業内容	活動内容	補助率 又は額	事業費	積算基礎			負担区分		補助 単価	費目	積算基礎
					員数	単価	金額	補助金	その他			
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催										
		②組織活動の計画策定										
		小計										
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備										
		②組織管理機具の整備										
		小計										
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動										
		②肉用牛ヘルパー要員の登録										
		③傷害保険、損害保険の加入推進										
		小計										
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、要員の調整及び派遣業務										
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務										
		小計										

5	肉用牛ヘルパー活動に係る 研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研 修										
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開 催										
		③肉用牛ヘルパー要員の实地研修										
		④組合員の先進地研修										
		小計										
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な 機具の借上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具 の借上										
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー 利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘル パー利用促進										
		②飼料生産のための肉用牛ヘル パー利用促進										
		③家畜輸送(市場における取扱管理 を含む)のための肉用牛ヘルパー利 用促進										
		④胴蹄のための肉用牛ヘルパー利 用促進										
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利 用促進										
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘル パー利用促進										
		小計										

8	高齢者の肉用牛ヘルパー利用の推進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー利用促進										
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進										
		③家畜輸送(市場における取扱管理を含む)のための肉用牛ヘルパー利用促進										
		④削蹄のための肉用牛ヘルパー利用促進										
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用促進										
		⑥分娩管理のための肉用牛ヘルパー利用促進										
		小計										
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利用促進										
合計												

(注) 不要な行は削除することができる。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付決定通知

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会 長

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額は別に通知するところによる。
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
② 令和 年度において補助事業に要した経費の実支出額（補助対象経費として支出した額）に補助率を乗じて得た額
- 4 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に相当する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分及び負担区分欄記載のとおりとする。

- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに公益社団法人宮崎県畜産協会会長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4380 号）及び令和 8 年度宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領（令和 年 月 日付け宮畜協（ ）発第 号）等の定めるところに従わなければならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 7 この補助事業により、取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。
- 8 この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格の単価が 50 万円未満の機械、器具を除く。）については、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成 16 年 4 月 8 日付け 16 農畜機第 123 号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 9 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を公益社団法人宮崎県畜産協会に納付させることがある。また間接補助事業者も同様とする。
- 10 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 11 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。また間接補助事業者も同様とする。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け宮畜協（ ）発第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位： 円）

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良 基盤確保 (3) <u>繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等</u> (4) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

（注）別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け宮畜協（ ）発第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対
策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金
円を概算払により交付されたく、宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の規定に
基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①=④			
合計	円	円	円	円	%	円	円	円

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算
根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第 5 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け宮畜協（ ）発第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 7 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位： 円）

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 （1）中核的担い手育成増頭推進 （2）遺伝的多様性に配慮した改良 基盤確保 （3） <u>繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎及び機器資材の導入等</u> （4）肉用牛ヘルパー推進				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算額①-②

5 事業完了年月日

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先

(1) 金融機関名

(2) 預金種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第 6 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金の額の確定通知及び支出について

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名 殿

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会 長

令和 年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事
業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け
宮畜協（ ）発第 号の交付決定に係る補助金の額は金 円に確定し、精算額 円を下
記のとおり送金しますので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績確定額 | 円 |
| 3 | 概算払確定額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円（2－3） |
| 5 | 振込予定日 | 令和 年 月 日 |
| 6 | 振込先 | |
| | （1）金融機関名 | |
| | （2）預金種類 | |
| | （3）口座番号 | |
| | （4）口座名義 | |

別紙様式第 7 号

令和〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）運営（管理利用）状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和〇〇年度における肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等
対策 事業）について、宮崎県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 8 の規定に基づき、
その

運営（管理利用）状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和〇〇年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対
策事業）
- 2 運営（管理利用）状況
別紙様式第 7 号の別紙「運営（管理利用）状況報告一覧」のとおり

別紙様式第5号の別紙 運営（管理利用）状況報告一覧
対象事業: 令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業

※チェック欄 ①:「適正に利用・管理されている」場合、②:「それ以外」の場合

番号	概要			管理利用者の生産性向上計画			運営(管理利用)状況										
	生産者団体等名 (管理利用者名)	事業区分	備考(詳細等)	計画の項目	当初数値	計画設定年度	年度	第1年度 (完了翌年度)		第2年度		第3年度		第4年度		第5年度	
				(計画項目単位)	計画数値			状況	①	②	①	②	①	②	①	②	①
1	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
2	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
3	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
4	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
5	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
6	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
7	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
8	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
9	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	
10	()			()	当初: 計画:		状況 数値:	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	① □ ② □	

- (注1) ページは事業実施年度ごと、番号は管理利用者の生産性向上計画ごとに作成すること。
(注2) 順番、内容等は、可能な限り 参考添付資料と対照できるように作成すること。
(注3) 必要に応じて、行又はページ数は追加すること。
(注4) 事業区分は、「簡易牛舎」、「改適用資材」、「機器」又は「暑熱・寒冷用資材」のいずれか(複数の事業区分に該当する場合は、左記の順にひとつを選択)に整理し、記載すること。
(注5) 必要に応じて、備考欄に当該実施内容の詳細等を記入すること。
(注6) 計画の項目、当初・計画数値は、交付申請(変更申請含む。)時のコスト分析書で記載した管理利用者の生産性向上計画に準じた記載とし、途中で変更しないこと。また、計画項目の下段に単位(例:％、頭等)を明確に記載すること。
(注7) 管理利用者の生産性向上計画の当初数値、計画数値、計画設定年度及び運営(管理利用)状況の数値は、単位の入力を省略することができる。
(注8) 計画設定年度は、1から5までのいずれかの数字を記載し、交付申請(変更申請含む。)時に定めた年度から変更しないこと。
(注9) 運営(管理利用)状況は計画設定年度以外の年度は、状況のみ記入し、計画設定年度については状況及び数値をいずれも記入すること。なお、計画設定年度以降の年度の記載・報告は不要。
(注10) 各年度の状況の欄は、当該補助対象施設及び物品の全てが、導入された施設において当初の計画どおり「適正に利用・管理されている」場合には①、「それ以外」の場合には②のいずれかの口をチェックを入れること。
(注11) 計画設定年度のみ記入する各年度の数値の欄は、生産性向上計画における計画の項目及び単位に準じた数値を記載すること。(当初や計画からの差分の値を記載しないこと。)
(注12) 運営(管理利用)状況において、状況の欄で②をチェックした場合、計画設定年度の数値が交付申請(変更申請含む。)時に定めたとおり見られない場合、その他運営(管理利用)状況に支障が生じた場合は、詳細、理由、今後の見込み等を記載した別添資料を添付すること。

令和 年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書

〇〇農業協同組合

組合長 〇〇 〇〇 殿

(事業参加希望者)

氏名又は法人名称

代表者氏名 (法人の場合)

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱 (別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

住所	(〒 —)				
TEL		金融機関名称	銀行/信金/信組/農協	支店/出張所	口座種類
FAX		口座名義 (申請者本人に限る)		口座番号	普通・当座

2 子牛補給金及び牛マルキンの契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度 (子牛補給金)	有 ・ 無	
肉用牛肥育経営安定交付金制度 (牛マルキン)	有 ・ 無	

3 他の事業の参加状況 (参加している場合は○印を付して下さい)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち、優良繁殖雌牛更新加速化事業及び生産基盤拡大加速化事業 (肉用牛)	遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業: 6万円/9万円)	その他 (国庫事業のみ) ()
	肉用牛流通促進対策事業 (家畜商組合等の預託事業)	

4 繁殖雌牛の増頭計画

	前年期首頭数 (R〇. 1. 1) (9 か月 齢以上)	本年期首頭数 (R〇. 1. 1) ① (9 か月 齢以上)	本年期末頭数 〔計画頭数〕 (R〇. 12. 31) ② (9 か月 齢以上)	繁殖雌牛 増頭数 ③=②-①	補助要件 を満たす 頭数 ④	奨励金交付 対象頭数 ④≤③	(参考) 目標頭数 (5 年後)	備考
繁殖雌牛 飼養頭数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養される黒毛和種の雌牛をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の(1)のウの(ア)～(エ)に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備が条件)

5 提出書類

(1) みどりのチェックシート (写し)

(2) 配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

【注意事項】 中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。

◆畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業及び生産基盤拡大加速化事業(肉用牛) ◆牛マルキン ◆遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 ◆肉用牛流通促進対策事業(肉用子牛安定供給対策) ◆その他繁殖雌牛の導入に係る事業(国庫事業のみ)

※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。

書類確認	生産者集団名	
	確認者氏名	
整理番号		

(参考) 別紙様式第8号の取りまとめ表 (生産者集団等毎)

令和 年度繁殖雌牛増頭計画書 (中核的担い手育成増頭推進)

(生産者集団等名:)

奨励金交付 対象者名	前年期首頭数 (R○. 1. 1) (9 か月齢以上)	前年期末/本年 期首頭数 (R○. 12. 31) / (R○. 1. 1) ① (9 か月齢以上)	本年期末頭数 [計画頭数] (R○. 12. 31) ② (9 か月齢以上)	繁殖雌牛 増頭数 ③=②-①	補助要件を 満たす頭数 ④	奨励金交付 対象頭数 ④≤③	(参考) 奨励金 交付見込額	(参考) 目標頭数 (5 年後)
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	千円	頭
合計								

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養される黒毛和種の雌牛をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の(1)のウの(ア)～(エ)に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備が条件)

<<肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進）繁殖雌牛台帳>>

9999 ○○農協○○支所

契約番号 99999999999999

住 所

生産者名 ○○ ○○

<繁殖雌牛飼養明細>

<繁殖雌牛飼養頭数等>

令和○年 12月31日 現在	令和○年 12月31日 現在	令和○年 12月31日 現在

<事業実績頭数等>

期首 頭数	期末 頭数	増頭 数	対象 除外 頭数	育種価			交付対象頭数		
				10万	8万	計	10万	8万	計

加速化 交付数	最大増 頭数	交付上 限頭数

No	名号	生年月日	個体識別番号	登録番号	令和○年 12月31日 現在	令和○年 12月31日 現在	令和○年 12月31日 現在	事業 対象 除外	育種 価等 要件	導入時			異動時 年月日	備考
										年月日	月齢	導入資金名		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														

肉用牛の生産性向上に関する計画（兼コスト分析書）

都道府県名

（１）生産者集団等の概要

生産者集団等名称	住 所	代表者氏名

（２）生産者集団等の肉用牛繁殖経営の生産性向上に関する計画

肉用牛繁殖経営の生産性向上計画における取得する施設等の位置付け

（３）管理利用者（管理利用者名： ）の概要

経営形態	☐ ：個人経営 ☐ ：法人経営			
肉用牛経営の種類	☐ ：繁殖経営 ☐ ：繁殖肥育一貫経営			
労働力状況	_____ 人			
経営耕地面積	農用地合計 _____ ha （うち採草地 _____ ha） （うち放牧地 _____ ha）			
飼養頭数	【年次】	【飼養牛区分】		
※うち当該施設の頭数は かつこ書き（該当がない場 合は削除）すること。		繁殖雌牛	子牛	肥育牛
	前年	（ ）頭	（ ）頭	
	現在（当年）	（ ）頭	（ ）頭	頭
	__年後（計画年）	（ ）頭	（ ）頭	
管理利用者の 生産性向上計画	【計画の項目】	【現状（当初）数値】		【__年後数値】
	生産者集団等の生産性向上計画に対する位置付け（計画達成のための施設整備の必要性等（既存の設備との差、達成の方策、その他）			

(4) 整備又は機器機材の導入等を行う施設（牛舎）の概要

施設（牛舎） 住所	（市区町村まで）			
施設（牛舎） 概要	建築 （既存/新築/改造）	構造 （木造/パイプハウス/鉄筋）	全体床面積 （----m ² ）	飼養牛区分 （繁殖/育成/繁殖育成）

(5) 整備する牛舎及び導入する機器資材の概要

簡易牛舎又は機器資材	製品名 （又は型番）	貸付け等の 形式	整備面積 及び数量		事業費 （税抜） （千円）	事業費単価 （税抜） （千円/単位）	1頭当たり 面積 （m ² /頭）	備考
			数値	単位				

- (注) 1 事業費及び単価は、税抜の金額を記載すること。
2 貸付け等の形式の欄は、生産者集団等による貸付け若しくは貸付けなし（50万円未満の暑熱・寒冷資材に限る。）又はリース活用を記載すること。
3 遮熱塗料、石灰及び断熱屋根材等については、数量（kg、缶等）と整備面積（m²）をいずれも記載すること。
4 簡易牛舎又は改造に必要な資材の場合は、1頭当たり面積を記載すること。（その他機器等は記載不要）
5 牛舎く体等を別途、別事業又は自費等で対応する場合には、備考欄にその旨を記載すること。
6 必要に応じて備考欄に積算根拠等詳細を記載すること。（巻上カーテンの面積等）

- (参考) 1 物品ごとの補助額（経営体全体）の上限
→換気扇（インバーター含む）1,000千円、細霧装置1,000千円、子牛用ヒーター700千円
2 簡易牛舎及び改造に必要な資材の上限m²単価
→簡易牛舎35千円（特認40千円）、改造に必要な資材10千円
3 簡易牛舎及び改造に必要な資材の1頭当たり面積
→繁殖雌牛15m²以下、育成牛3m²以下

(6) 添付資料

- ①この事業で整備する牛舎の図面（平面図及び立面図）、牛舎内における取得する資材及び器具機材の配置図
②この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の事業費の積算資料、カタログ
③この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の管理利用規程案、貸付契約書案（モデル案で可）
④この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の規模決定根拠資料

別紙様式第 11 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 宮崎県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 宮畜協（ ）発第 号で交付決定のあった肉用牛経営安定対策
補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、宮崎県肉用牛
経営安定対策補完事業実施要領第 9 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 金 円を返還します。

記

1 補助金の額の確定額

金 円
（ 年 月 日付け 宮畜協（ ）発第 号による額の確定通知額）

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること